

重要事項説明書

平成27年度



社会福祉法人不易創造館
認定こども園 横山きのみ保育園

認定こども園 横山きのみ保育園

重要事項説明書

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、保護者様に説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 施設運営主体

- (1) 名 称 社会福祉法人 不易創造館
- (2) 所在地 大阪市住之江区南港中5丁目3番37号
- (3) 電話番号 06-6613-2045
- (4) 代表者氏名 理事長 清水 勝則

2. 利用施設

- (1) 施設の種類 幼保連携型認定こども園
- (2) 施設の名称 認定こども園 横山きのみ保育園
- (3) 施設の所在地 大阪府和泉市仏並町358番地の11
- (4) 連絡先 電話番号 0725-90-2501
FAX 0725-90-2503
- (5) 管理者 園長 友田裕子
- (6) 対象児童 満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
- (7) 開設年月日 平成27年4月1日

3. 施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 当園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。
- (2) 当園は、教育・保育の提供に当たっては、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- (3) 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行うものとする。
- (4) 当園は、社会の期待や願いに応えられる創意と活力のある教育・保育

活動をすすめる、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとする。

- (5) 当園は、安心・安定した情緒と落ち着いた環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう教育・保育を行うものとする。

4. 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		3,554.53 m ² (自己所有地 3,554.53 m ²)
園舎	構造	木造2階(地上 2階)
	延べ面積	1,051.27 m ²
園庭		781.43 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室・ほふく室	1室	
保育室	8室	1,2歳児 各1室 3,4,5歳児クラス各2室
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	
職員室	1室	
一時預り保育室	1室	
会議室	1室	

※各歳児の室数は年度により異なる場合があります。

5. 学級の編成

満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編成するものとする。

- (1) 1学級の子どもの数は、満3歳以上満4歳に満たない子どもについては25人以下とし、満4歳以上の子どもについては35人以下とする。但し、教育及び保育を適切に行うことができると知事が認める場合には、満3歳以上満4歳に満たない子どもで編成する1学級の子どもの数は、35人以下とすることができる。
- (2) 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編成することを原則とする。

6. 認可定員

当園の認可定員は126名とする。

7. 利用定員

当園の利用定員は、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第19条

第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第1号の子ども（保育を必要としない満3歳以上の子ども。（1号認定子ども）

3歳児	12名
4歳児	12名
5歳児	12名
計	36名
- (2) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする満3歳以上の子ども。（2号認定子ども）

3歳児	18名
4歳児	18名
5歳児	18名
計	54名
- (3) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする満3歳未満の子ども。（3号認定子ども）のうち、満1歳以上の子ども）

1歳児	13名
2歳児	15名
計	28名
- (4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども
8名

8. 提供する教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（第12条に規定する時間において提供する教育・保育をいう。以下同じ）
- (2) 送迎（園の定めるコースのスクールバス運行有り）
- (3) 食事の提供（以下8にて別途記載）
- (4) 子育て支援事業（以下9にて別途記載）
- (5) 延長保育事業
- (6) 一時預かり事業
- (7) その他教育・保育に係る行事等

9. 食事の提供

当園では、食事の提供を園による自園調理にて実施します。

- (1) 実施主体 認定こども園 横山きのみ保育園
- (2) 実施場所 認定こども園 横山きのみ保育園
- (3) 食事を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1号

認定子どもについては、月曜日から金曜日までとする。

(4) 当園の食事提供しない日は、次のとおりとする。

①日曜日

②年末年始（12月29日から1月3日）

③国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定の休日

(5) 以下の期間及び日においては、1号認定子どもに対する食事の提供は原則として行わない。

①夏期休業 8月 1日から8月31日まで

②冬期休業 12月24日から1月 6日まで

③春期休業 3月25日から3月31日まで

④土曜日

但し、年度によって異なります。

(6) 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に食事を提供しないことがある。

(7) アレルギーなど食事に配慮が必要な園児への、保護者との事前確認による適切な食事の提供を実施する。

10. 保護者に対する子育て支援の内容に関する事項

子育て支援事業の内容については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律施行規則（平成18年9月7日文科科学省・厚生労働省令第3号）第2条各項のとおりとする。

11. 延長保育

当園は、保育標準時間認定子どもについては、午後6時30分から午後7時30分まで、保育短時間認定子どもについては午前7時30分から午前9時00分まで及び午後5時00分から午後7時30分まで、それぞれ平常の保育時間を超えて保育が必要な場合に延長保育を行う。

1号認定子どもについては午前7時30分から午前9時00分まで及び午後2時30分から午後7時00分まで、平常の保育時間を超えて保育が必要な場合に延長保育を行う。

12. 一時預かり事業

当園は、午前9時から午後5時まで、保護者が、病気や出産、家族の看護などで緊急に保護が必要とされる子どもに対して、一時的に保育を実施する。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りでない。

13. 職員の職種、員数及び職務の内容

教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、利用乳幼児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合は有り得る。

- (1) 園長 1名
園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園務を司る。
- (2) 主任保育教諭 1名
主任保育教諭は、利用乳幼児を全体的に把握し、園長を補佐する。
- (3) 主幹保育教諭 1名以上
主幹教諭は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、教育・保育内容について他の保育教諭を総括する。
- (4) 保育教諭 18名
保育教諭は、教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (5) 調理員 3名
調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつ調理を行う。
- (6) 栄養士 1名
栄養士は、園児の給食・おやつ等の献立の作成及び栄養計算等を行う。
- (6) 看護師 1名
看護師は、乳幼児の健康維持・管理全般の業務を行う。
- (7) 事務員 1名
事務員は、園運営に関する事務全般の業務を行う。

14. 学期

1年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日から 7月31日
- (2) 第2学期 8月1日から 12月31日
- (3) 第3学期 1月1日から 3月31日

15. 教育・保育の提供を行う時間

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）
午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）
午前9時00分から午後5時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
- (3) 教育標準時間（5時間00分）

午前9時30分から午後2時30分までを標準とする。

16. 教育・保育の提供を行う日及び行わない日

教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1号認定子どもについては、月曜日から金曜日までとする。

2 当園の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 年末年始（12月29日から1月3日）
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

3 以下の期間及び日においては、1号認定子どもに対する教育・保育の提供は原則として行わない。

- (1) 夏期休業 8月 1日から8月31日まで
- (2) 冬期休業 12月24日から1月 6日まで
- (3) 春期休業 3月25日から3月31日まで
- (4) 土曜日

但し、年度によって異なる場合がある。

4 教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、前2項の規定にかかわらず休業日に教育・保育を行うことがある。

5 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行わないことがある。

17. 入園に関する事項

当園に入園するときは、当園が定める所定の手続きを要する。

- (1) 1号認定子どもについて、入園希望者が利用定員を上回る場合は、当園の建学の精神に基づく選考を行う。
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもについては、和泉市の行う利用調整を経て、園長が入園を決定する。
- (3) 前2項の規定に関わらず、在園する子どもの支給認定区分変更に伴う園内の異動については、園長が決定する。

18. 休園、退園、転園に関する事項

休園、退園もしくは転園しようとする者は、その理由を記して園長に届け出るものとする。

19. 利用の終了に関する事項

(1) 当園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

- ① 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
- ② 3号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくな

ったとき

- ③その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき
(2) 当園が定める所定の教育・保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

20. 保護者から受領する利用者負担額その他費用の種類、支払を求める理由及びその額

- (1) 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第1項に基づき、利用者負担額の支払いを受けるものとする。

但し、1号認定子どもについては、各市町村が設定する利用者負担額が保育料となるが、当分の間、保護者の経済的負担を考慮し、次の表のとおり、園独自の利用者負担額（保育料）を設定するものとする。尚、各市町村が定める利用者負担額（保育料）が下表に定める額と比較して低い場合は、その低い方の額を当園の利用者負担額（保育料）とする。

①保育料（1号認定子ども）

階層区分	保育料 (利用者負担額)
①生活保護世帯	0円
②市民税非課税世帯（市民税所得割非課税世帯含む）	7,300円
③市民税所得割課税額77,100円以下	13,900円
④市民税所得割課税額211,200円以下	17,900円
⑤市民税所得割課税額211,201円以上	23,100円

②保育料（2号・3号認定子ども）

お住まいの各市町村が定める金額となります。

- (2) 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第3項に基づき設定するものは次の表のとおりとし、今後の経済事情等により納付額に変動がある場合は、その金額・理由を予め保護者に知らせるものとする。

①1号認定子ども

費用の種類	納付額	徴収の目的	納付時期
入園受入準備費	20,000円	入園受入準備に係る費用	入園時のみ
給食費	月額 2,000円	食材費の実費に係る費用	毎月10日まで

			(但し、8月を除く)
行事補助費	月額 700円	行事に係る実費額	毎月10日まで
布団リース代	月額 1,100円 (利用児のみ)	お昼寝用布団のリース代の 実費	毎月10日まで

② 2・3号認定子ども

費用の種類	納付額	徴収の目的	納付時期
主食代 (2号認定のみ)	月額 1,300円	主食の実費に係る費用	毎月10日まで
行事補助費	月額 700円	行事に係る実費額	毎月10日まで
バス代 (利用者のみ)	月額 2,800円	バス維持・管理に係る費用	毎月10日まで
布団リース代	月額 1,100円 (利用児のみ)	お昼寝用布団のリース代の 実費	毎月10日まで

(3) 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項に基づき、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用の実費の支払いを受けることがある。

(4) 延長保育の料金は次のとおりとする。

認定区分	階層区分	利用時間	料金	
			日額	月額
2.3号認定 保育短時間利用児	生活保護世帯 市民税非課税世帯 一般世帯	午前7:30～午前9:00	日額	100円
		午後5:00～午後6:30	月額	設定なし
2.3号認定 保育短時間利用児	生活保護世帯 市民税非課税世帯 一般世帯	午後6:30～午後7:00	日額	300円
		午後6:30～午後7:30	月額	500円
2.3号認定 保育標準時間利用児	生活保護世帯 市民税非課税世帯	午後6:30～午後7:30まで	日額	100円
			月額	1000円
2.3号認定 保育標準時間利用児	一般世帯	午後6:30～午後7:00まで	日額	300円
			月額	4000円
2.3号認定 保育標準時間利用児	一般世帯	午後6:30～午後7:00まで	日額	500円
		午後6:30～午後7:30まで	月額	6000円

1号認定	階層区分なし	午前7:30～午前9:00まで	日額 月額	300円 設定なし
1号認定	階層区分なし	午後2:30～午後7:00まで	日額 月額	900円 14,000円

(5) 一時預かり保育の利用時間・料金は次のとおりとする。
但し、給食おやつ代を含む

区分	料 金					
	一般世帯			市民税非課税世帯・生活保護世帯		
	延長時間	基本時間	延長時間	延長時間	基本時間	延長時間
	8:00～ 9:00	9:00～ 17:00	17:00～ 18:00	8:00～ 9:00	9:00～ 17:00	17:00～ 18:00
3歳未満児	500円	3,200円	500円	0円	400円	0円
3歳児	500円	1,900円	500円	0円	400円	0円
4歳以上児	500円	1,800円	500円	0円	400円	0円

2.1. 嘱託医または園医の概要

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

勤務する医療機関の名称	ベルランド病院
医院長名又は医師名	金 章滢
連絡先	みなまつ保育園
連絡先電話番号	0725-53-3004

(2) 歯科

医療機関の名称	難波歯科医院
医院長名又は医師名	院長 難波明美
所在地	和泉市鶴山台 2-1-3-103
電話番号	0725-45-2482

2.2. 緊急時における対応方法

当園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、子どもに病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は子どもの主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

(1) 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、和泉市、子どもの

保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- (2) 当園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- (3) 子どもに対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

2.3. 非常災害対策

当園は、非常災害に備え、子どもの安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル（計画等）を作成することとする。

- (1) 当園は、計画等に基づき、子どもの避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、子どもに避難方法等について理解させるよう努めることとする。
- (2) 当園は、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。
- (3) 当園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

2.4. 虐待の防止のための措置

当園は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

2.5. 記録の整備

当園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録
- (3) 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第19条に規定する支給認定を行った市区町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

2.6. 苦情等の解決について

当園では、利用者及び地域から苦情に対応するため、園の定める苦情処理マニュアルに従って、苦情処理窓口を設置するとともに、提起された苦情の内容を利用者に公開するものとする。

27. 保険に関する事項

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	全国社会福祉協議会(施設の損害補償)、日本スポーツ振興センター(傷害)
保険の内容	損害賠償保険
保険金額	1名2億円 1事故10億円

28. 秘密の保持について

当園の職員は、園の定める個人情報保護方針に従い、利用者の同意を得ることなく、利用者が提供した情報、職務において知り得た情報を施設外の者に漏えいしてはならない。

29. 関係者評価及び自己評価について

当園では、利用者の安心と園の質の向上を図るため、毎年1回以上、園関係者及び職員による施設評価を行い、これを利用者に公開するとともに、職員の自己評価を実施して職員の質の向上を図るものとする。

30. 園児の利用状況(毎年5月1日現在)

	平成26年度	平成25年度	平成24年度
0歳児	4人	5人	6人
1歳児	19人	20人	20人
2歳児	23人	25人	15人
3歳児	34人	28人	20人
4歳児	30人	23人	17人
5歳児	23人	17人	15人